

鴨川市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第49号

鴨川市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市障害者グループホーム運営費補助金交付要綱（平成21年鴨川市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、障害者の地域生活への移行を促進するためグループホームを運営する者に対し予算の範囲内において交付する鴨川市障害者グループホーム運営費補助金（以下「補助金」という。）に関し、鴨川市補助金等交付規則（平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第5条第1項中「又は」の次に「人員配置体制加算、」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の1項を加える。

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第4条の規定による交付の決定があった補助金については、第11条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

世話人の配置	共同生活 住居定員	障害支援区分	補助基準額 (入居者1人当たりの月額単価)
1 世話人配置 6：1かつ人 員配置体制加 算において 12：1の加配 がある場合	4人以下	非該当、区分1	108,000円
		区分2	122,000円
		区分3	127,000円
		区分4	151,000円
		区分5	188,000円
		区分6	227,000円
	5人	非該当、区分1	93,000円
		区分2	107,000円
		区分3	126,000円
		区分4	146,000円
		区分5	177,000円
		区分6	216,000円
	6人	非該当、区分1	83,000円
		区分2	97,000円
		区分3	119,000円
		区分4	139,000円
		区分5	170,000円

2 世話人配置 6 : 1 かつ人 員配置体制加 算において 30 : 1 の加配 がある場合	4 人以下	区分 6	210,000 円
		非該当、区分 1	94,000 円
		区分 2	107,000 円
		区分 3	112,000 円
		区分 4	136,000 円
		区分 5	172,000 円
	区分 6	213,000 円	
	5 人	非該当、区分 1	79,000 円
		区分 2	92,000 円
		区分 3	111,000 円
		区分 4	131,000 円
		区分 5	161,000 円
		区分 6	201,000 円
	6 人	非該当、区分 1	69,000 円
		区分 2	82,000 円
		区分 3	104,000 円
		区分 4	124,000 円
		区分 5	154,000 円
区分 6		196,000 円	
3 世話人配置 6 : 1 (前 2 項に該当する 場合を除く。)	4 人以下	非該当、区分 1	85,000 円
		区分 2	97,000 円
		区分 3	102,000 円
		区分 4	126,000 円
		区分 5	162,000 円
		区分 6	203,000 円
	5 人	非該当、区分 1	70,000 円
		区分 2	82,000 円
		区分 3	101,000 円
		区分 4	121,000 円
		区分 5	151,000 円
		区分 6	191,000 円
	6 人	非該当、区分 1	60,000 円
		区分 2	72,000 円
		区分 3	94,000 円
		区分 4	114,000 円
		区分 5	144,000 円
		区分 6	186,000 円

備考 世話人配置は、世話人が、省令第 2 条第 16 号に規定する常勤換算方法で、住居定員を 6 で除して得た数が 1 以上であるものを 6 : 1 とする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 6 年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。